

豊川市公園施設等利活用・適正化計画の概要

1 はじめに

現在、豊川市には 262 箇所の公園等があり、その多くは建設から 30 年以上が経過し、公園施設の老朽化に加え、人口減少や少子高齢化社会による社会情勢の変化、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや高齢者の健康増進等のニーズの変化に伴い、公園施設の機能が十分に発揮されていない状況や、経年劣化等により多くの公園施設の更新が必要な時期を迎えています。

以上のことから、公園等の長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくため、「豊川市公園施設等利活用・適正化計画」を策定し、効率的な利活用を行っていく予定です。計画策定にあたり、第6次豊川市総合計画や第3次豊川市都市計画マスタープラン、豊川市緑の基本計画、豊川市立地適正化計画などの上位計画や地域のニーズを踏まえ再編方針を定めます。

本計画が目指すところとしては以下の2点とします。

【本計画の目指すところ】

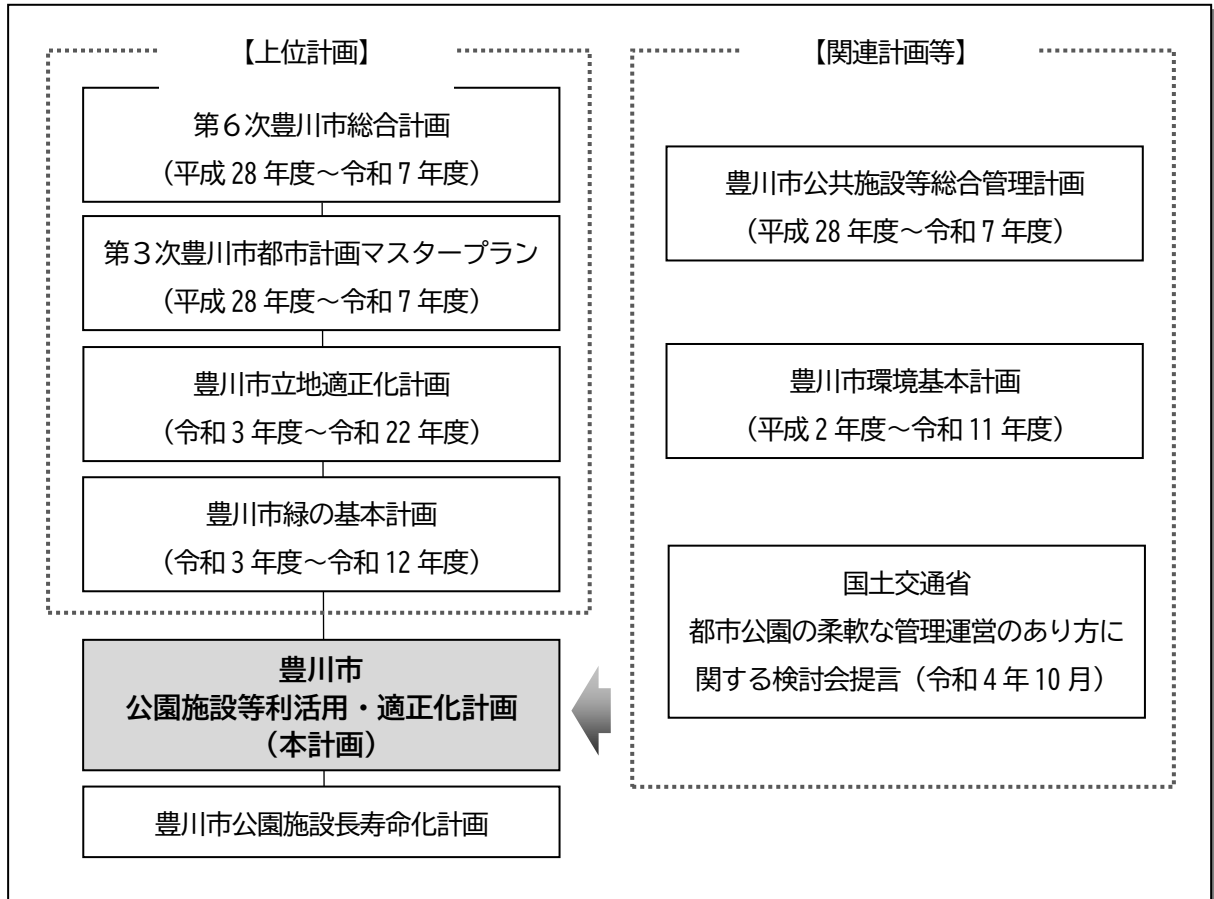
- ①地域の特性に応じた役割や機能を持たせ、個々の公園の違いを明確にし、選べる公園を増やす
- ②再整備による利活用の促進と、再編や統廃合による長期的に安定した維持管理を実現する

※本計画は2箇年で策定する想定であり、1年目に調査・検討を行い、2年目に計画策定を行います。

2-1 計画の位置付け

本計画は、本市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的に展開した「豊川市緑の基本計画」（令和3年3月）に即して策定するものです。

また、「第6次豊川市総合計画」「第3次豊川市都市計画マスタープラン」「豊川市立地適正化計画」などの上位・関連計画との整合を図り策定します。



2-2 計画の位置付け（関連上位計画との整合）

上位関連計画による公園ストック再編に関する事項から、本計画への留意点をまとめました。

表 上位計画による本計画への留意点

項目	上位関連計画における公園再編に関する事項	本計画への留意点
公園の新規整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園新規整備は、居住誘導区域を優先して進め、身近に公園がある地域の拡充を目指す。（緑の基本計画） ・市街化調整区域においては、緑が豊富であることなどを踏まえ、新規の都市公園等の整備については慎重に判断する。（緑の基本計画） 	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりの方針と整合を図った公園整備や再編 ・総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画などで示された土地利用ゾーニングや拠点、各誘導区域の考え方と整合を図った公園整備、再編、既存ストックの有効活用を推進する必要がある。
公園の再整備・機能再編・バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存都市公園ストックの有効活用に重点を置き、利用者ニーズの変化や高齢化などの社会的背景を踏まえ、地域住民と連携し取り組む。（緑の基本計画） ・適切な維持管理や改修・再整備を行うことで公園の魅力向上を図る。（都市計画マスタープラン） ・一定のエリア内での公園施設の機能の重複状況を踏まえ、児童遊園・ちびっ子広場のストックの適正化を検討する。（緑の基本計画） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園と児童遊園の機能重複については、求められる機能と維持管理状況を踏まえ、再整備の方針を設定する必要がある。 ●社会状況や利用者ニーズへの対応 ・各地域により整備・再編の背景となる特性(公園配置、人口、歴史、景観、交通、教育、利用状況、公園に対するニーズなど)が異なっており、地域単位で当該地区に適した整備・再編に取り組む必要がある。
都市公園と児童遊園の統合や廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園と児童遊園では、設置目的や配置・規模等の考え方が異なることによる管理上の不都合（不整合）が生じるなどの課題があり、根本的・全体的な位置付け等の見直しを検討する必要がある、それに併せて統合や廃止についても検討を要する。（公共施設等総合管理計画） ・維持管理費の不足が予見される場合には、維持コストが嵩む施設を中心に耐用年数を迎えた時点で、使用実績や地元の意見等を踏まえた上で、取り替え等の機能維持が必要ないと判断すれば、撤去する。（公共施設等総合管理計画） 	<ul style="list-style-type: none"> ●大きな公園への対応 ・赤塚山公園や豊川公園、スポーツ公園などの大きな公園は、市全域からの利用があり、幅広い市民ニーズや市全体のまちづくりの方向性を考慮し整備を推進する必要がある。 ・また、民活導入により、賑わい創出、活力あるまちづくりにつなげていくことが求められる。
公園管理	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な都市公園は公募設置管理制度（Park-PFI）や設置管理許可制度等の民間活力の導入を検討し、都市公園の魅力向上や賑わい創出を図る。（緑の基本計画） ・「豊川市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の点検・改修・更新を実施し、公園の維持管理に要するトータルコストの縮減を図る。（公園施設等長寿命化計画） ・公園、緑地の管理における市民との協働を推進する。（第6次総合計画） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民協働の推進 ・公園整備や管理では、すでに実践されている市民協働の推進を図る。 ●トータルコストの縮減 ・近年、公園の維持管理費が増加の傾向にあり、計画的な施設の点検・改修・更新を実施し、トータルコスト縮減を図っていくことが求められる。

3 対象とする公園

本市で整備されている公園としては以下の種類があります。

都市公園

①都市計画法に基づく都市計画公園

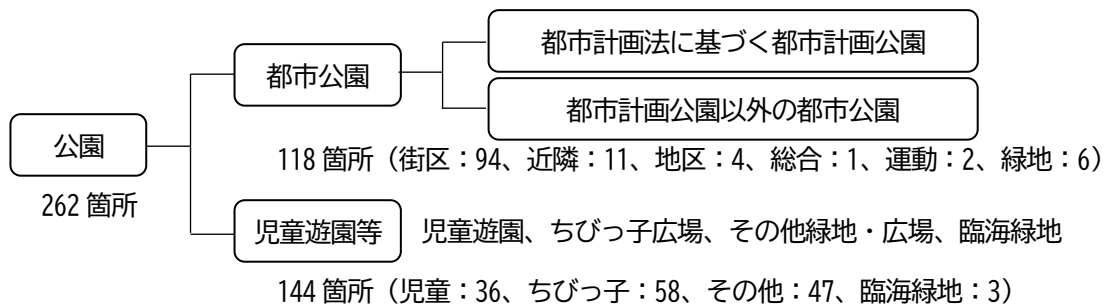
- ・都市計画法に基づき、都市計画決定された公園又は緑地で、国又は地方公共団体が設置するもの

②都市計画公園以外の都市公園

- ・地方公共団体が都市計画区域内に設置する都市計画施設ではない公園又は緑地

その他の公園

- ・都市公園以外の市が管理する公園で児童遊園やちびっ子広場など



本計画ではこれらの都市公園及びその他の公園のすべてを対象とします。対象とする公園数、および該当する公園名(一部)は次ページ表のとおりです。

なお、都市公園は住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで様々な規模、種類のものがあります。本市に存在する公園の機能、目的、利用対象等についても次ページの内容欄に併せて示しました。

表 計画の対象とする公園数

緑地区分	種類	公園種別	計画対象数(箇所)	公園の内容	該当する公園
都市公園	住区 基幹公園	街区公園	94	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	美幸公園 曙公園 桜木公園 他
		近隣公園	11	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。	三明公園 新道公園 本野原第一公園 他
		地区公園	4	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。	桜ヶ丘公園 弘法山公園 佐奈川散策公園 手取山公園
	都市 基幹公園	総合公園	1	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	赤塚山公園
		運動公園	2	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	豊川公園 スポーツ公園
	都市 緑地等	緑地	6	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	行明緑地 緑町緑地 三上緑地 酢屋下緑地 御油松並木公園 豊川海軍工廠平和公園
その他の公園	児童遊園	36	児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設である。	赤代児童遊園 西桜木児童遊園 他	
	ちびっ子 広場	58		西の谷ちびっ 子広場 他	
	臨海緑地	3	港湾における就労環境や生活環境の向上並びに良好な自然環境の保全や向上等に資するための港湾環境整備施設(緑地、海浜、植栽、広場、休憩所等)。港湾法に基づいて設置。愛知県により設置し豊川市へ移管、または管理実施。	御幸浜緑地 佐脇浜緑地 県営三河臨海 緑地	
	その他緑 地・広場	47	都市計画法施行令25条第6号・7号、都市計画法施行規則第21条に基づいて設けられた緑地・広場等のほか、上記に該当しない緑地・広場。	西ノ谷広場 炮六土広場 他	

注) ・計画対象となる公園の数は令和6年8月現在

・近隣住区=幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

・「都市公園」分の内容欄出典：国土交通省HP

4 公園施設等利活用・適正化計画とは

令和3年3月に改定した「豊川市緑の基本計画」において、基本施策 4-2「身近な公園を活かします」の「公園のストック再編」を施策の一つとして位置付けており、本計画はこれに基づき策定するものです。

1. 公園の適正配置の検討

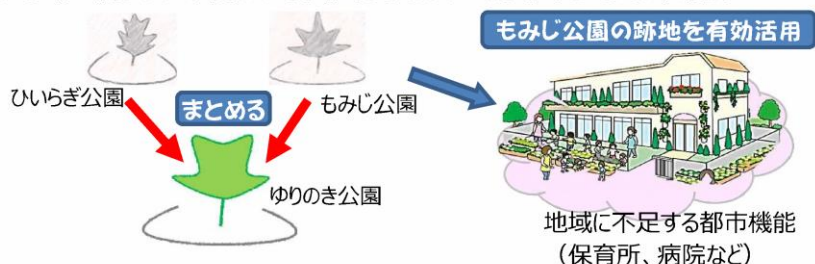
- 機能が類似した狭小な公園が複数分布する地域では、人口動向等を踏まえて集約による公園緑地の機能向上を検討します。
- 検討対象とする公園は、都市公園のほか、都市公園を補完する施設として児童遊園等を含めて適正な配置を検討します。

2. ニーズに応じた公園の機能再編

- 多様化する市民のニーズに対応するため、市全体の都市公園や緑地の配置を踏まえて、地域住民と協力して公園の機能の再編を検討します。

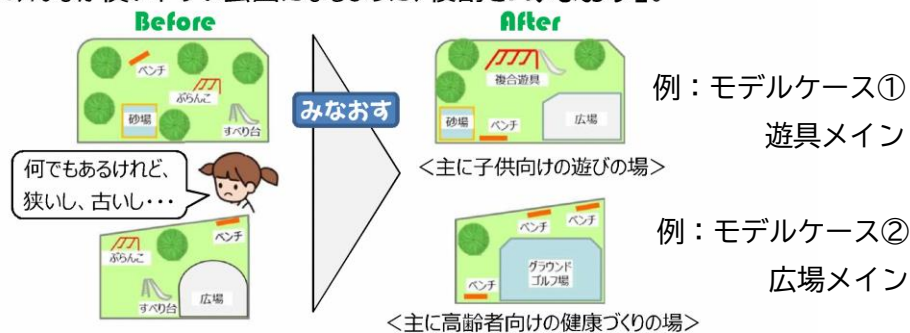
【配置の再編（集約化）】

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



【機能の再編】

○みんなが使いやすい公園になるように、役割を「みなおす」。



参考：国土交通省

参考 公園緑地の機能

存在効果：公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境等都市構造上にもたらせる効果
利用効果：公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果

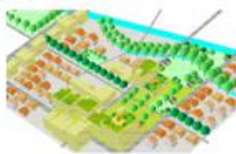
参考 公園緑地の機能

存在効果：公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境等都市構造上にもたらせる効果
利用効果：公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果

「公園緑地マニュアル」における公園緑地の効果②

国土交通省

存在効果



緑の適切な配置による
良好な街並みの形成



緑陰の提供、気温の緩和、
大気汚染の改善



省エネルギー化
(屋内外の気温の調節)



延焼の遅延や防止



災害時の避難場所



流出量の調整・洪水の予防



都市景観に潤いと秩序を与
える



行楽・観光の拠点



生物の生息環境

利用効果



休養・休息の場



教養、文化活動等様々な
余暇活動の場



子供の健全な育成の場・
競技スポーツ健康運動の場

(出典)公園緑地マニュアル 平成24年度版(一般社団法人日本公園緑地協会)

25

5 計画策定の進め方

計画策定は以下のフローチャートを進めることを予定しています。

